

## 社会福祉法人尚仁福社会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人尚仁福社会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、職務に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長及び副理事長、職員兼務理事（以下、常勤役員等とする。）については、月額報酬を支給する
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する
- (3) 常勤役員等については、以下の業務に従事した場合に報酬を支給する。
  1. 評議員会もしくは理事会に出席したとき
  2. 1月のうち、本部における経営に関する会議（本部会議）に出席したとき
  3. 1月のうち、理事長専決及び業務執行理事の執行業務に関する規程に規定する業務をおこなったとき
  4. 役員として出張等の業務に従事したとき

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 通勤手当については、給与規程に基づいて支給する

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、金融

機関の前営業日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する

この規程は、平成29年11月8日より改定実施する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 200,000円
副理事長	月額 60,000円
理事	月額 20,000円

別表2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日 額
評議員会への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

（2）理事

	日 額
理事会への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000円

（3）監事

	日 額
評議員会及び理事会への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000円